

指定難病の医療費助成制度

「高額かつ長期特例」のご案内

指定難病に認定された方で、自己負担上限月額が10,000円以上の方は、支給認定後の指定難病に係る医療費の総額が50,000円を超える月が、年間6回以上ある場合は、「高額かつ長期特例」として、医療費の自己負担額の軽減を受けることができます。

- ◎自己負担上限月額が10,000円の方 ⇒ 軽減後 5,000円
- ◎自己負担上限月額が20,000円の方 ⇒ 軽減後 10,000円
- ◎自己負担上限月額が30,000円の方 ⇒ 軽減後 20,000円



申請手続きについて

支給認定申請書に以下の書類を添えて、下記の申請窓口で手続きを行ってください。

- ◎自己負担上限額管理票の写し
 - ◎特定医療費（指定難病）受給者証
- 指定医療機関から医療費総額が月ごとに50,000円を超えるまで記載してもらっているのか確認してください。50,000円を超えるまでの記載がない場合は、自己負担上限額管理票に加えて、指定医療機関が発行する特定医療費に係る領収書等の写しを添付してください。

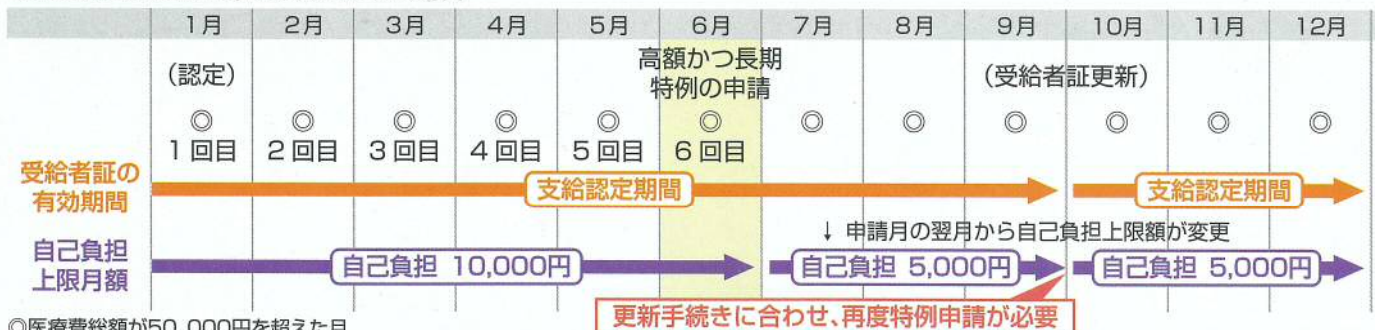
申請に必要な医療費の計算方法

指定難病患者として認定された後の医療費総額が50,000円を超える月が、高額かつ長期特例申請日の属する月から12月以内に6回以上ある方が対象です。

- ◎医療費総額とは、患者さんの自己負担額ではなく、保険分を含めた総額（10割分）です。
- ◎医療費総額には、指定難病に係る医療機関での診療のほか、調剤や訪問看護利用分も含まれます。

【医療費を計算する期間の例：自己負担上限額が10,000円の場合】

●総医療費が毎月50,000円を超える場合



◎医療費総額が50,000円を超えた月

●総医療費が隔月で50,000円を超える場合



◎医療費総額が50,000円を超えた月

申請の窓口について

◎申請手続きは、お住まいの地域を所管する保健所で行ってください。

松江保健所	医事・難病支援課 松江市東津田町1741-3 TEL 0852-23-1315	雲南保健所	医事・難病支援課 雲南市木次町里方531-1 TEL 0854-42-9641	出雲保健所	医事・難病支援課 出雲市塩治町223-1 TEL 0853-21-1191	県央保健所	医事・難病支援課 大田市長久町長久ハ7-1 TEL 0854-84-9826
浜田保健所	医事・難病支援課 浜田市片庭町254 TEL 0855-29-5555	益田保健所	医事・難病支援課 益田市昭和町13-1 TEL 0856-31-9548	隠岐保健所	総務医事課 隠岐郡隠岐の島町港町塩口24 TEL 08512-2-9712	隠岐保健所	島前保健環境課 隠岐郡西ノ島町別府字飯田56-17 TEL 08514-7-8121